

東京医科大学学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 東京医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神である自主自学と校是である正義・友愛・奉仕に則り、医学及び看護学の理論と応用を教授研究することを目的とする。

2 前項の目的を達するために、人間を全人的に理解する教育を実践し、患者とともに歩む医療人を育てることにより、地域そして世界の健康と福祉に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。

2 自己点検・評価に関する規程は、別に定める。

(情報の公開)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、広く情報を公開するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学部・学科の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2章 組織

(学部)

第6条 本学に、医学部医学科及び看護学科を置き、学科ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。

(1) 医学部医学科

医学分野について、深く教授及び研究を行うとともに、高度な医学知識と倫理観、そして高い臨床能力を備えた医師を育成する。

(2) 医学部看護学科

看護学分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。

2 学部に置く学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 医学部医学科 入学定員 120名 収容定員 720名

(2) 医学部看護学科 入学定員 80名 収容定員 320名

(分野及び領域)

第6条の2 医学部医学科に置く分野及び領域については、別に定める。

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(図書館)

第8条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(附属施設)

第9条 本学に、次の附属施設を置く。

東京医科大学病院

茨城医療センター

八王子医療センター

医学総合研究所

2 附属施設に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 本学に、事務局を置く。

第3章 職員組織

(職員)

第11条 本学に、学長を置く。

- 2 本学に、副学長及び副学長補を置くことができる。
- 3 本学の医学科に、主任教授、教授、臨床教授、准教授、臨床准教授、講師、臨床講師、助教、臨床助教、病院助教、助手を置く。
- 4 本学の看護学科に、教授、准教授、講師、助教、助手を置く。
- 5 本学に、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(職員組織)

第12条 学部の医学科及び看護学科に、それぞれ学科長を置く。

- 2 本学に、一般教育主任を置く。
- 3 図書館に、図書館長を置く。
- 4 東京医科大学病院、茨城医療センター、八王子医療センターに、それぞれ病院長を置く。
- 5 医学総合研究所に、所長を置く。
- 6 事務局に、事務局長を置く。

第4章 教授会及び教授会代表者会議

(教授会)

第13条 医学部医学科及び看護学科に、それぞれ教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 入学、進級、卒業、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項
 - (2) 学位に関する事項
 - (3) 入学試験に関する事項
 - (4) 学生の試験及び評価に関する事項
 - (5) 教育課程の編成に関する事項
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - (1) 学生の表彰及び賞罰に関する事項
 - (2) 学生の厚生補導に関する事項
 - (3) 教育職員の選出に関する事項
 - (4) 名誉教授の推薦に関する事項
 - (5) 研究生、聴講生その他に関する事項
 - (6) その他教育・研究に関する重要事項
- 4 その他教授会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(教授会代表者会議)

第14条 医学部両学科の共通事項及び本学の運営に関する重要事項を審議するため、両学科にまたがって、教授会代表者会議を置く。

- 2 教授会代表者会議は、それぞれの教授会の委任に基づき、次の事項を審議する。
 - (1) 学則その他の学部の教学に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - (2) 学部・学科に係る重要な組織の設置及び廃止に関する事項
 - (3) 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
 - (4) 学校法人の理事及び評議員の選出に関する事項
 - (5) 学長、病院長、その他重要な教育職員の選出に関する事項
 - (6) 教育職員の人事の基準及び調整に関する事項
 - (7) 理事会の諮問事項
 - (8) その他、本学の運営に関する重要事項
- 3 その他、教授会代表者会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第15条 教授会は、必要に応じて委員会を設けることができる。

2 教授会に置く委員会に関する事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、前期終了日及び後期開始日を変更することができる。

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 4月の第3土曜日（本学創立記念日 4月13日の代替日）

(4) 春季休業日（3月5日から4月9日まで）

(5) 夏季休業日

医学科（7月20日から9月9日まで）

看護学科（8月1日から9月20日まで）

(6) 冬季休業日（12月20日から翌年の1月9日まで）

2 学長は、必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第19条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

2 医学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第20条 医学部医学科の学生は、12年を超えて在学することができない。ただし、同一年次に2年を超えて在学することはできない。

2 医学部看護学科の学生は、8年を超えて在学することはできない。

第7章 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第22条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校と同等と認定した在外教育施設の課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第23条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定期日までに学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第24条 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。

2 選考の方法は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第25条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、その他の学費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて、入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

第8章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第26条 教育課程は、医学部医学科及び看護学科の教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとし、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを、各学年次に配当して編成するものとする。

2 医学部医学科の授業科目は、人文・社会科学系科目、自然科学系科目、外国語科目、医学関連科目、横断的領域科目、基礎医学系科目、社会医学系科目、臨床医学系科目、臨床実習に区分し、編成するものとする。

3 医学部看護学科の授業科目は、一般教育科目、専門基礎科目、専門科目に区分し、編成するものとする。

(授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数)

第27条 第27条 医学部医学科の授業科目、単位数、配当年次及び卒業に必要な単位数は、別表1の1、1の2及び1の3のとおりとする。

2 医学部看護学科の授業科目、単位数、配当年次及び卒業に必要な単位数は、別表2の1及び1-2のとおりとする。

(授業の方法)

第28条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第29条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については15時間から30時間、実験・実習及び実技については30時間から45時間の授業の時間をもってそれぞれ1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して別に単位数を定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第30条 授業科目を履修し、当該授業科目に係る試験又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験等に代えることを認められた科目については、この限りでない。

3 試験に関する事項は、別に定める。

(成績の評価)

第31条 成績の評価は、S・A・B・C・Dの5種とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

2 成績の評価に付与するG P (Grade Point) 及びG P A (Grade Point Average) の算出については別に定める。

(授業日数)

第32条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め35週以上とする。

(履修方法)

第33条 学生は、医学部医学科においては本学に6年以上、医学部看護学科においては本学に4年以上在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法等については、別に定める。

(医学科の学年の進級)

第34条 医学部医学科において次学年への進級は、当該学年の所定の授業科目の履修及び必要単位数を修得していなければ認めない。

2 進級に必要な授業科目及び必要単位数等は、別に定める。

(看護学科の学年の進級)

第35条 医学部看護学科においては、第1学年及び第2学年に配当された専門基礎科目及び専門科目のうち、別に定める授業科目をすべて修得しなければ、第2学年から第3学年への進級はできない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 医学部看護学科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第37条 医学部看護学科において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 医学部看護学科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は大学設置基準第29条第1項の規定による専修学校において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第9章 休学、復学、転学、退学及び除籍等

(欠席)

第39条 疾病その他の事故により1週間以上欠席する場合には、その事由を添えて速やかに所定の欠席届を提出しなければならない。

(休学)

第40条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病等のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第41条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、医学部医学科にあつては通算して3年、看護学科にあつては通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、就業年限並びに在学年限に算入しない。

(復学)

第42条 休学期間が満了するとき及び休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署のうえ、所定の復学願を学長に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 疾病が治癒して復学を希望する者は、原則として休学開始時と同一の医師の診断書を提出し、学生・職員健康サポートセンターの医師の面談を受けなければならない。

3 疾病以外の理由で休学し復学する者は、その事由が解消された証明書又は理由書を添付しなければならない。

(転学、転入学)

第43条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 他の大学から転入学を願い出た者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

(退学)

第44条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学生が疾病その他の事由により成業の見込みがないと認めたときは、退学を命ずることができる。

(再入学)

第45条 前条により退学した者が、その事由が解消され再入学を願い出たときは、選考のうえ許可することがある。

2 再入学した者の入学前における本学の在学期間は、修業年限及び在学年限に算入するものとする。

(除籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第20条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第41条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第47条 医学部医学科においては、本学に6年以上在学し、所定の単位を修得し、卒業試験に合格した者について、学長が卒業を認定する。

2 医学部看護学科においては、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得し、卒業試験に合格した者について、学長が卒業を認定する。

(学位)

第48条 学長は、前条の卒業を認定した者に対して、医学部医学科においては学士(医学)の学位を、医学部看護学科においては学士(看護学)の学位を授与する。

2 その他、学士の授与に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 表彰及び懲戒

(表彰)

第49条 学長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第50条 学長は、学生が本学の学則その他の規程に違反し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒することができる。

2 懲戒は、情状により戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

5 懲戒に関する手続きは、別に定める。

第12章 厚生補導

(学生指導)

第51条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

2 前項に関する事項は、別に定める。

(保健管理)

第52条 本学に医務室を置き、学生の保健管理を行う。

第13章 施設利用

第53条 本学の施設は、本学の学生及び職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

第14章 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第54条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 その他、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第55条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生は、学期ごとに許可する。

3 その他、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(看護学科の科目等履修生)

第56条 医学部看護学科の授業科目中、1科目又は数科目について履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生で授業科目を履修し、試験に合格した者に対しては、当該授業科目の単位修得の認定を行うことができる。

3 その他、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

2 その他、外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第15章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第58条 入学検定料及び学生納付金の額は、別表3のとおりとする。ただし、実習の実施に当たって特に必要な場合は、当該実習に要する経費を別に徴収することができる。

2 学生納付金は、次の前期の所定の期日までに全納するか、又は次の2期の所定の期日までに等分して納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、期限を定めて納入の延期を認めることがある。

前期 4月30日まで

後期 10月31日まで

3 停学の懲戒を受けた者に係る学生納付金は、停学期間中であってもこれを徴収する。

4 休学を許可された者に係る学生納付金は、事情により減免することができる。

5 前項の減免に当たっては、学長が決定する。

6 学年の中途において退学し、転学し、又は退学を命ぜられた者であっても、当該年度の学生納付金を納めなければならない。

7 学生納付金の滞納者は、納入後でなければ単位認定のための試験を受けることができない。

(免除等)

第59条 学業優秀である者又は経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除し、徴収を猶予することがある。

(研究生、専攻生、聴講生等の入学検定料及び学生納付金)

第60条 研究生、専攻生、聴講生及び看護学科の科目等履修生の入学検定料並びに学生納付金については、別に定める。

第16章 奨学金

第61条 本学に奨学金の制度を設けることができる。

2 奨学金の支給は、品行方正で学業優秀な学生に対して行う。

第17章 公開講座及び各種講習会等

第62条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

2 社会人の再教育及び教育研究活動に資するため、特別講座等を開設することができる。

第18章 学生寮

第63条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関して必要な事項は、別に定める。

第19章 補則

第64条 この学則に定めるもののほか、この学則の実施のための必要な規程等は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この学則の施行に伴い、昭和51年4月1日制定の「東京医科大学学則」は、廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以前に入学した者の授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

4 第2項の規定にかかわらず、平成21年4月1日以前に入学した者の在学年限は、なお従前の例による。

5 第6条第2項に規定する医学部看護学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは、次のとおりとする。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部看護学科	80名	160名	240名

附 則 (平成25年12月18日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の入学者から適用する。(第26条第2項、第27条第1項、第31条及び別表1の2の改正並びに第31条第2項及び別表1の1の新設)

2 前項の規定にかかわらず、別表1の2の改正を除き、平成25年度に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年1月15日)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。(第27条第1項及び別表1の2の改正並びに別表1の3及び1の4の新設)

附 則 (平成26年8月6日東医大発第626号)

この学則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。(第6条の2の新設)

附 則 (平成27年3月18日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。(第13条第1項、第2項、第18条第1項第3号、第42条第1項、第46条、第47条、第49条、第50条第1項、第58条第5項、別表1の2、別表1の3、別表2の改正及び第50条第5項並びに第13条第3項の新設以下繰下げ)

附 則 (平成28年3月8日東医大発第95号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。(第27条第1項、別表1の1から1の4までの改正及び別表1の5の新設)

附 則 (平成28年3月28日東医大発第137号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。(第1条の改正)

附 則（平成28年 8 月26日東医大発第429号）

この学則は、平成28年 7 月20日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。（参考第 4 項の改正）

附 則（平成29年 3 月16日東医大発第118号）

この学則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。（第27条第 1 項、第42条第 2 項、別表 1 の 1 から 1 の 4 までの改正及び別表 1 の 5 の削除）

附 則（平成29年 4 月 4 日東医大発第179号）

この学則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。（別表 2 の改正）

附 則（平成30年 1 月 6 日東医大発第 2 号）

この学則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。（別表 2 の改正）

附 則（平成30年 4 月11日東医大発第181号）

この学則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。（第27条第 1 項の改正及び別表 1 の 1 の新設、以下別表の繰下げ）

附 則（平成30年10月11日東医大発第480号）

この学則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。（別表 2 の改正）

附 則（令和元年 6 月10日東医大発第309号）

1 この学則は、令和元年 5 月28日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。（第 6 条第 2 項附則の追加）

2 医学部医学科の募集人員減への臨時的な措置を活用し、第 6 条第 2 項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和10年度までの期限付きで、次のとおりとする。

医学部医学科

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学定員	119名	119名	119名	119名	120名
収容定員	719名	718名	717名	716名	716名
年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	
入学定員	120名	120名	120名	120名	
収容定員	716名	717名	718名	719名	

附 則（令和元年11月19日東医大発第508号）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。（別表 2 の改正）

附 則（令和 2 年 3 月 3 日東医大発第621号）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。（第13条第 2 号、第22条第 4 号、第36条第 1 項、第 37条第 1 項、第38条第 1 項、第42条第 2 項の改正及び第 3 項の新設、第50条第 2 項の改正）

附 則（令和 2 年 5 月27日東医大発第33号）

この学則は、令和 2 年 4 月 6 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。（第28条第 2 項の新設）

附 則（令和 2 年10月 5 日東医大発第190号）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。（第27条第 2 項の改正及び別表 1 の 1 の新設、以下別表の繰下げ）

附 則（令和 3 年 3 月 9 日東医大発第418号）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（第27条第 1 項の改正及び別表 1 の 1 の新設、以下別表の繰下げ及び別表 1 の 4、 1 の 5 の削除）